

会社設立の流れ

1. 社名、業種、決算月、取締役、株主、資本金の決定

シンガポールで法人設立する際には、会社名の許可を会計企業規制庁（ACRA）から取得する必要があります。

商号は、支店の場合日本の本社と同じ商号を使用することができます。現地法人の場合には、自由に付けることができます。しかし、同一商号や類似商号、法律で保護されている言葉など含む場合には受け付けられない為、申請する上で確認する必要があります。

会社が非公開会社である場合は「Private」を、有限責任会社の場合は「Limited」を会社名の最後に表記します。

会社の株主となる者に対して、授権資本金の範囲内で株式を割当てる払込資本金を決定します。

最低株主数は一名です。

株主は個人でも法人でも可能です。年齢や国籍や居住地の制限はありません。但し、取締役のうち最低1名はシンガポール居住者（エンプロイメントパス等のビザを有する外国人を含む）でなければなりません。

最低の資本金は、発起人1人が、1株（S\$1）で設立することが可能です。設立後に必要に応じて増資することも可能です。

必要提出書類が全て英文でそろってから申請するのに7日～10日ほどかかります。

2. EP 取得

パスポートのコピー、最終学歴卒業証明書(4大卒以上)(全て英文)、3ヵ月以内に撮影したパスポートサイズの顔写真が必要です。

取得までの期間はシンガポールの景気動向や政府の外国人労働者に対する政策などによっても左右され、申請者の経歴やポジションによっても審査期間が長引いたりしますが、通常、3週間～4週間でICカードが出来上がります。

3. 銀行口座開設

日本の銀行と違い、保証金（Deposit）や最低口座残高の縛りがあります。

日本の銀行では、例え残金が0円でも口座は無料にて維持されますが、海外の銀行では一定額の残高に一日でも達していない日があると、口座維持費としての手数料が発生する所が多いです。必要書類提出後、銀行からの承認を得てから、だいたい、営業日3日～4日程かかります。